

秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第29号

秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年秋田市条例第10号）の施行期日は、令和 7 年10月25日とする。